

第8 予防行政の現況

主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習

第 8 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」（令和 2 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以來、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以來実施され、今日に至っている。

(6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

2 民間防火組織

(1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県では長らく本協議会の支部として活動してきたが、全国組織の解散に伴い平成 27 年 6 月からは「愛知県少年消防クラブ運営協議会」として活動を継続している。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、令和 2 年 5 月 1 日現在で、860 のクラブ、148,333 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校（令和元年度は、7 月 31 日から 8 月 2 日の 3 日間実施し、約 1,200 名のクラブ員が入校した。）をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（第 6-8 表「令和元年度消防表彰受賞者（その 6）」及び第 8-1 表「少年消防クラブの状況」）

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、令和 2 年 4 月 1 日現在 7,128 名のクラブ員を擁した 310 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（第 6-8 表「令和元年度消防表彰受賞者（その 5）」及び第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」）

3 自主防火体制

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m²以上又は非特定防火対象物で 500 m²以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

令和 2 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 84.0%、また、消防計画作成届出率は 79.7%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

(2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

令和 2 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m²程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、令和 2 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

4 消防用設備等

(1) 防火対象物の実態

令和 2 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m²以上のもの）の数は、第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物そ

他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和49年6月1日に消防法が、また同年の7月1日及び12月2日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和62年6月6日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和62年10月2日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和63年4月1日から施行されている。同様に、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成2年12月1日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務づけられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成14年8月2日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成15年10月1日から施行されている。

近年の法令等の改正に関しては、平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で小規模飲食店のコンロを原因とした火災が大規模な市街地火災に発展し、大きな被害（焼損床面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名）が発生したことをうけ、これまでは、飲食店等においては、延べ面積150㎡以上のものに、消火器具の設置が義務づけられていたが、消防法施行令の一部が改正され、令和元年10月1日以降は、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務づけられた。

(3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導体制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。

(4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

令和 2 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で 52.5%ととなっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

なお、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされている。

(5) 防災規制

防災物品の使用の現状

消防法第 8 条の 3 の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

令和 2 年 3 月 31 日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第 8-9 表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

(6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等进行检查する等の立入検査を行っている。

令和元年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第 5 条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第 5 条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第 17 条の 4 の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成 14 年 4 月 26 日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第 3 条、第 5 条第 1 項及び第 5 条第 2 項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

(7) 違反對象物に係る公表制度

消防機関が立入検査等により違反對象物を覚知した場合であっても、建物の危険性に関する情報が、消防法に基づく公示により利用者等に提供されるまでには相当の時間を要する。このため、重大な消防法令違反のある防火対象物について、早期に利用者等にその情報を公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とし、火災予防条例に基づき違反對象物を公示する制度が「違反對象物公表制度」である。この公表制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降、大都市の消防本部から順次導入されており、県内では名古屋市が平成 26 年 10 月 1 日から実施している。

なお、令和 2 年 4 月 1 日からはすべての消防本部で開始されている。

(8) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第 7 条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増築等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

令和元年度中の県内の消防同意事務処理件数は、第 8-10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状を交付された者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した（一財）消防試験研究センターが実施しており、令和元年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は第 8-12 表「令和元年度消防設備士試験実施状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から令和元年度までの実施状況は、第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にを行い、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から（一財）愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、令和元年度までに実施した講習の受講者は第 8-14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

R2.5.1現在

区分		計		区分		計		区分		計	
団体名	クラブ数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数
県計	860	148,333	知多中部 広域事務組合	28	4,599	西春日井 広域事務組合					
			半田市	13	2,139	清須市	-	-			
名古屋市	91	1,137	阿久比町	4	639	北名古屋市	-	-			
豊橋市	52	7,119	武豊町	4	853	豊山町	-	-			
岡崎市	69	18,482	東浦町	7	968						
一宮市	42	7,288	海部東部 消防組合	6	612	設楽町	-	-			
瀬戸市	25	5,683	あま市	5	434	東栄町	-	-			
春日井市	52	993	大治町	1	178	豊根村	-	-			
豊川市	26	3,598	尾消防三 組合	55	10,080						
津島市	4	563	日進市	13	2,902						
豊田市	103	20,142	東郷町	9	1,467						
西尾市	35	8,344	みよし市	12	1,935						
蒲郡市	7	2,103	豊明市	12	1,759						
犬山市	14	3,008	長久手市	9	2,017						
常滑市	6	360	海部南部 消防組合	4	163						
江南市	10	1,863	弥富市	3	110						
小牧市	25	8,546	飛島村	1	53						
稲沢市	22	556	丹羽広域 事務組合	6	123						
新城市	1	316	大口町	3	79						
東海市	18	6,878	扶桑町	3	44						
大府市	9	936	知多南部 消防組合	12	591						
知多市	15	3,973	美浜町	6	345						
尾張旭市	9	1,652	南知多町	6	246						
岩倉市	5	413	衣浦東部 広域連合	71	23,642						
田原市	23	2,722	碧南市	12	2,857						
愛西市	6	496	刈谷市	21	8,347						
蟹江町	-	-	安城市	29	9,554						
幸田町	9	1,352	知立市	7	1,310						
			高浜市	2	1,574						

第8-2表 婦人防火クラブの状況

R2.4.1現在

区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況	区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況
	組織数	人員			組織数	人員	
県計	310	7,128	20	海部南部消防組合	-	-	
名古屋	13	815	△	飛島村	-	-	
豊橋	46	506	○	弥富市	-	-	
岡崎	31	532	○	丹羽広域事務組合	40	100	
一宮	10	395	○	大口町	-	-	
瀬戸	10	323	○	扶桑町	40	100	
春日井	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川	1	31	○	南知多町	-	-	
津島	1	19	○	美浜町	-	-	
豊田	10	248	○	衣浦東部広域連合	45	1,551	
西尾	1	64		碧南市	7	1,201	○
蒲郡	1	27	○	刈谷市	23	88	○
犬山	-	-		安城市	15	262	○
常滑	1	14	○	知立市	-	-	
江南	-	-		高浜市	-	-	
小牧	57	771	○	西春日井広域事務組合	-	-	
稲沢	-	-		清須市	-	-	
新城	1	38	○	北名古屋市	-	-	
東海	-	-		豊山町	-	-	
大府	-	-		設楽町	-	-	
知多	7	160		東栄町	2	65	
尾張旭	1	88	○	豊根村	-	-	
岩倉	1	76					
田原	1	17					
愛西	-	-					
蟹江	-	-					
幸田	1	28					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田	-	-					
阿久比	-	-					
東浦	-	-					
武豊	-	-					
海部東部消防組合	2	51					
あま	1	21	○				
大治	1	30					
尾三消防組合	27	1,209					
豊明	25	1,001	○				
日進	0	0	○				
みよし	-	-					
長久手	1	46	○				
東郷	1	162					

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

2.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者選任状況			消防計画作成状況		
			防火 管理 者 選 任 数 (法 第 8 条 第 1 項)	選 任 届 出 数 (法 第 8 条 第 2 項)	選 任 率 %	計 画 届 出 数 (規 則 第 1 項)	作 成 率 %	
1	イ	劇場・映画館	104	104	100.0	101	97.1	
	ロ	公会堂・集会場	3,935	3,597	91.4	3,490	88.7	
2	イ	キャバレー等	56	43	76.8	39	69.6	
	ロ	遊技場	400	385	96.3	377	94.3	
	ハ	風俗営業等	42	36	85.7	34	81.0	
	ニ	カラオケボックス等	212	206	97.2	204	96.2	
3	イ	待合・料理店	47	43	91.5	41	87.2	
	ロ	飲食店	6,588	5,489	83.3	5,173	78.5	
4		百貨店・店舗	7,046	5,953	84.5	5,672	80.5	
5	イ	旅館・ホテル	945	894	94.6	881	93.2	
	ロ	共同住宅	12,805	11,061	86.4	10,364	80.9	
6	イ	(1)	病院・診療所等	125	122	97.6	121	96.8
		(2)		64	63	98.4	59	92.2
		(3)		315	309	98.1	305	96.8
		(4)		917	809	88.2	777	84.7
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	1,706	1,635	95.8	1,612	94.5
		(2)	救護施設	4	4	100.0	4	100.0
		(3)	乳児院	4	4	100.0	4	100.0
		(4)	障害児入所施設	11	11	100.0	10	90.9
		(5)	障害者支援施設	202	184	91.1	181	89.6
	ハ	(1)	老人デイサービス施設等	719	668	92.9	646	89.8
		(2)	更正施設	2	2	100.0	2	100.0
		(3)	助産施設、保育所等	1,602	1,571	98.1	1,554	97.0
		(4)	児童発達支援センター等	76	68	89.5	64	84.2
		(5)	身体障害者福祉センター等	356	332	93.3	324	91.0
ニ		幼稚園等	444	442	99.5	437	98.4	
7		学校	2,397	2,304	96.1	2,243	93.6	
8		図書館	179	176	98.3	169	94.4	
9	イ	蒸気・熱気浴場	27	25	92.6	24	88.9	
	ロ	公衆浴場	63	61	96.8	58	92.1	
10		停車場	19	17	89.5	16	84.2	
11		神社・寺院	1,585	1,348	85.0	1,275	80.4	
12	イ	工場・作業所	2,859	2,676	93.6	2,473	86.5	
	ロ	映画スタジオ	2	2	100.0	2	100.0	
13	イ	駐車場	16	14	87.5	13	81.3	
	ロ	航空機格納庫	5	4	80.0	4	80.0	
14		倉庫	530	478	90.2	454	85.7	
15		事務所	4,826	4,093	84.8	3,931	81.5	
16	イ	複合用途(特定)	13,325	9,242	69.4	8,549	64.2	
	ロ	複合用途(非特定)	2,106	1,541	73.2	1,425	67.7	
16の2		地下街	8	3	37.5	1	12.5	
17		文化財	45	41	91.1	40	88.9	
計			66,719	56,060	84.0	53,153	79.7	

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

2.3.31現在

区分	項目	統括防火管理 実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況		
			統括防火管理者選任届出数	届出数 %	
1	イ				
	ロ	2	2	100.0	
2	イ	4	4	100.0	
	ロ	2			
	ハ	10	10	100.0	
	ニ	1	1	100.0	
3	イ				
	ロ	147	125	85.0	
4		38	24	63.2	
5	イ	28	25	89.3	
	ロ	76	60	78.9	
6	イ	(1)	8	2	25.0
		(2)			
		(3)	3	3	100.0
		(4)	6	4	66.7
	ロ	(1)	11	9	81.8
		(2)			
		(3)			
		(4)			
		(5)			
	ハ	(1)	6	5	83.3
		(2)			
		(3)	1	1	100.0
		(4)	1		
		(5)			
ニ					
7		8			
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11		1			
12	イ	4			
	ロ				
13	イ				
	ロ				
14		5			
15		117	104	88.9	
16	イ	5,000	4,336	86.7	
	ロ	654	602	92.0	
16の2		16	16	100.0	
16の3		1	1	100.0	
合計		6,150	5,334	86.7	

第8-4表 防火対象物数の状況

2.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2			3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19														
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		ロ	イ		ロ			ハ			ニ	イ			ロ	イ	ロ	イ			ロ	イ						ロ													
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			(1)	(2)			(3)	(4)	(5)	イ			ロ	イ						ロ													
県計	286,525	153	3,765	60	526	63	215	69	6,252	10,864	1,386	101,370	322	119	454	3,220	1,868	6	8	18	329	1,209	6	1,966	225	977	738	7,650	324	39	120	253	3,997	42,541	33	2,817	30	25,247	27,608	22,662	16,785	8	1	199	23				
地上5階以上のもの	30,432	9	37	1	35	19	23	1	188	188	518	19,249	193	23	134	36	160				7	40			2	7	542	7	1	2	3	23	364	3	97		242	2,451	3,623	2,202			2						
地下を有するもの 及び地階のもの	9,489	19	99	3	26	13	13	8	147	184	216	2,374	43	7	108	56	69				13	21			30	4	18	35	474	57	5	3	109	215	266	4	157		152	2,122	1,827	576	8	1	7				
市計	272,235	145	3,483	56	497	63	203	68	5,883	10,275	1,070	97,284	306	112	442	3,044	1,762	6	8	18	313	1,126	5	1,822	210	926	719	7,351	297	39	118	245	3,729	39,929	32	2,739	10	23,381	26,110	21,784	16,401	8	1	192	23				
地上5階以上のもの	29,919	9	37	1	34	19	23	1	188	188	478	18,905	189	23	130	35	153				7	39			2	7	538	7	1	2	3	23	346	3	95		233	2,426	3,585	2,187			2						
地下を有するもの 及び地階のもの	9,290	19	92	3	25	13	13	8	144	180	182	2,343	43	6	105	54	68				11	18			28	3	18	35	467	56	5	3	109	212	253	4	156		150	2,057	1,819	572	8	1	7				
名古屋	100,819	38	532	13	119	46	68	20	1,640	2,597	324	43,636	52	14	165	836	596			1	3	91	273	1	505	42	223	223	2,440	52	20	64	154	1,025	9,075	29	1,184	3	6,699	8,701	9,861	9,404	6		31	13			
地上5階以上のもの	19,740	4	22	29	18	19	1	160	144	228	12,107	27	2	68	22	77				1	19			2	4	347	5	1	2	2	21	111	3	50		146	1,813	2,604	1,679			2							
地下を有するもの 及び地階のもの	6,128	8	35	2	14	11	10	6	85	105	109	1849	17	3	54	27	38				7	10			13	1	7	19	283	14	4	2	105	124	78	4	99		64	1057	1,409	443	6		6				
豊橋市	13,989	10	217	4	43		12	1	395	645	38	4548	9	5	18	184	48			2	1	20	80			101	5	72	40	414	10	3	4		156	2312	1	169		1630	1432	964	378		1	14	3		
地上5階以上のもの	832		1				2		15	6	20	452	6	1	4	3	3				1	2																		8	55	147	60						
地下を有するもの 及び地階のもの	281		2	1			1		17	7	5	16	3		1	3	3																																
岡崎市	13,625	7	271	4	31	1	9	3	323	549	39	4724			36	180	69			1	2	18	52			97	9	45	65	428	15	3	3	7	340	1835		154		1112	1523	984	651				35		
地上5階以上のもの	896	1	2					2	8	20	590			11	1	3					1	2																											
地下を有するもの 及び地階のもの	354	1	4			1		9	9	5	69			3	4	2														1	2	5	20	5															
一宮市	11,939	6	184	5	65	10	20	4	442	704	81	3032	9	46	27	109	119				1	28	81	1	83	15	71	49	254	7		19	1	212	2729		53		974	1019	985	479				14	1		
地上5階以上のもの	840		2	1	1	1		3	13	16	561	4	20			7					1	2																											
地下を有するもの 及び地階のもの	96		2	1			1		2	2	9	2	1	7		1																																	
瀬戸市	4,525	4	58		8		2		62	161	11	911	4		7	41	44																																
地上5階以上のもの	265									2	209	2		4																																			
地下を有するもの 及び地階のもの	152		1					1	7	2	19			1	3																																		
半田市	4,327	3	54		12		3	2	176	195	16	1236	1	2	5	49	38	1																															
地上5階以上のもの	240								1	10	153	1		3		3																																	
地下を有するもの 及び地階のもの	76	1						1	1	1	10					1	2																																
春日井市	10,667	4	143	4	17	1	12		210	413	18	4180	1	2	19	154	80	1			2	13	48	1	69	11	31	42	290	4		3	4	83	1676	1	89	1	955	857	752	465	1			10			
地上5階以上のもの	975		1					1	1	10	742			8	1	9																																	
地下を有するもの 及び地階のもの	223		4					6	6	5	46			6	5	1																																	
豊川市	6,206	5	128		15		5	6	123	321	17	2001	6		17	65	62																																
地上5階以上のもの	195									10	125	1		3	1	2																																	
地下を有するもの 及び地階のもの	71		2					4		1	9			2	1	3																																	

第8-4表 防火対象物数の状況

2.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2			3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16の2	16の3	17	18	19										
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		ロ	イ	ロ	イ						ロ				ハ						ニ																
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			(1)	(2)			(3)	(4)	(5)	ニ																			
		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ		ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ						イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ				
津島市	2,136	4	28		5		2	2	84	121	2	598	3	1	4	38	22			6	10		13	3	19	6	64	1			50	316		15	193	192	234	89		11					
地上5階以上のもの	94									1	1	63	2				4			1							2					1	5	5	8										
地下を有するもの及び地階のみのも	19		1	1					1												1				1										12	1									
碧南市	3,153	3	55		6		1		44	131	10	715	3		4	37	13			1	13		22		7	10	62	6	2	1	68	725		24	384	384	211	211							
地上5階以上のもの	90		1								2	65	1		1																5			3	10	1	1								
地下を有するもの及び地階のみのも	44	2	2						1		2	4	1		1						2	2					2	2			3	4			1	14	4	1							
刈谷市	5,876	5	49	2	12	3	5		157	255	12	2,360	1	1	20	87	40			3	5	20		45	4	10	7	146	11	1	6	82	881		59	386	663	374	164						
地上5階以上のもの	427	1	1						2	2	11	266			8		5											3					13	6	2	62	31	14							
地下を有するもの及び地階のみのも	121	1	4	2	1				1	4	1	11			10	2	2				1						2				1	8			3	55	11	1							
豊田市	15,540	9	373	3	28	1	4	2	314	587	85	4,845	22	1	20	160	71			1	10	31	1	106	3	68	35	530	24	4	13	259	2,472		261	1,015	1,822	1,284	1,068			5	2		
地上5階以上のもの	1,042		1	1					2	2	23	677	7		2		1											28					18	14	1	83	115	67							
地下を有するもの及び地階のみのも	442	1	13	3	1				5	12	9	66	6		8	1								2		4	2	28	2			7	35	12	4	129	59	33							
安城市	6,126	5	104	3	12	1	10	3	117	281	17	2,176			8	81	40				7	25		54	2	18	27	153	2		1	61	1,260		68	538	520	320	211			1			
地上5階以上のもの	535		1	1						4	15	380			2	2	6					1						3					4	5	1	29	46	35							
地下を有するもの及び地階のみのも	57		1	1	1					1	3	7															1					2	4	1		21	9	4							
西尾市	5,678	2	161	2	10		2	1	149	278	39	1,207	3	5	6	84	39					11	47		44	8	33	7	158	11	4		2	127	1,260		31	692	675	387	178			15	
地上5階以上のもの	114									1	12	64	1		2		2					1						1					6				11	11	2						
地下を有するもの及び地階のみのも	76		1						2	2	9																	1					1	5			4	36	6						
蒲郡市	3,248	8	101	2	7		3		125	165	114	654	1	2	3	54	30					7	16		29	2	17	3	93	4	2	3	52	848		21	345	217	253	66	1				
地上5階以上のもの	128	1								1	2	32	61			1	1											6						1		1	8	10	3						
地下を有するもの及び地階のみのも	28										9	4	1				1																2		2			3	3	1					
犬山市	2,555	5	29		11		2		59	89	18	652	2	10	7	26	22	4	2	1	5	15	1	17	3	9	6	86	47	1	2	56	436		18	243	260	231	164			16			
地上5階以上のもの	120		2							1	6	64	1		1		2											7							3	5	18	8							
地下を有するもの及び地階のみのも	70	1	3	1					1	2	4	5		1	1		1					1						1	8	2		5	2	1			12	11	6			1			
常滑市	2,267	2	41		4		2		60	143	17	458				31	14					52		3				2	52	7	1	8	68	546		22	2	289	300	117	25			1	
地上5階以上のもの	94	1									10	52				1																			1	1			15	8	5				
地下を有するもの及び地階のみのも	36	1									1	1					2	1										2					1	4	1		1	20							
江南市	3,070	2	65	3	9		2	2	143	166	1	910			7	58	26				6	22		25	9	21	5	107	1	3	2	60	395		13	206	204	339	248			9	1		
地上5階以上のもの	218											191			1		4												2					3			1	3	11	2					
地下を有するもの及び地階のみのも	24		2							1		4																								2	9	3	1						

第8-4表 防火対象物数の状況

2.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2			3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19											
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		ロ	イ	ロ	イ						ロ				ハ						二	イ						ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ				
													(1)	(2)	(3)	(4)			(1)	(2)			(3)	(4)	(5)	(1)																	(2)	(3)	(4)	(5)
小牧市	6,899	4	87	9		3		120	255	15	1,968	1	3	7	62	36		1	7	19			33	9	17	22	152	5	1			82	1,471		50	2	1,154	706	384	213			1			
地上5階以上のもの	379		1					1	9	230	1		1	1	2																		22			23	21	39	23							
地下を有するもの 及び地階のみなもの	88		3	1				1	3	2	8			1													4					5	5	4	2	29	15	5								
稲沢市	4,217	4	80	11		5	10	97	180	14	1,153	2	2	14	66	52			1	3	16			47	6	24	8	140	8		1	3	140	772		26	392	431	251	251			7			
地上5階以上のもの	251					1				6	184	1		3	3																			8				16	16	10						
地下を有するもの 及び地階のみなもの	43										2			1	1												3	1					2	2				26	3	2						
新城市	2,114	1	67	3			4	84	128	84	265	3	1	3	28	18				1	19			28	7	15	1	104	10		1	3	46	499		31	153	310	161	34			2			
地上5階以上のもの	17										12	1																						1					1	2						
地下を有するもの 及び地階のみなもの	105	1	1					4		7	1	2															2						2	10	1	21	44	7	2							
東海市	4,480	3	56	1	12		6	115	200	8	1,412	32			38	20				1	13			36	2	9	10	99	3	2		2	50	715		50	492	790	197	104			2			
地上5階以上のもの	320		1							4	231	2				1												4							16	5	1	17	26	12						
地下を有するもの 及び地階のみなもの	77		2					5		18	2												2			1	4	1					5	2	1			26	5	2						
大府市	3,694	1	46	1	6		4	1	91	175	6	1,100	125	3	7	44	19			1	1	6	11		29	3	16	8	61	1	2	2	43	890		26	276	315	264	110						
地上5階以上のもの	167				2						3	117				1	2																		4			2	6	20	7					
地下を有するもの 及び地階のみなもの	64		1					1	1		19	2				3												4	1				1	7	1			11	12							
知多市	2,385		72	1		1	2	37	73	8	902	2	1	3	37	21					2	15			21	5	7	5	63	3			3	45	279		22	177	323	183	72					
地上5階以上のもの	141										106	1																							15	1	11	2	2	2						
地下を有するもの 及び地階のみなもの	47		3					1		10	1														1		1	1	1					1	3	1			20	3						
知立市	2,588	1	38	1		4		58	104	8	1,240		3	4	21	13					3	7		17	4	4	6	56	2	1		1	31	253		16	118	209	189	176						
地上5階以上のもの	235									5	181			1																					4				5	22	13					
地下を有するもの 及び地階のみなもの	37	1				1				1	10		1															1						1	3				6	9	3					
尾張旭市	2,273	1	37	1	4			45	109	3	833	1			49	24								12	17	5	11	7	70	2		1	1	27	235		9	171	188	261	148					
地上5階以上のもの	174							1		2	131	1				1													1	3									8	20	4					
地下を有するもの 及び地階のみなもの	44							1		11	1																1	4	1				1	1	4				1	12	6					
高浜市	1,762		13	5		2		25	92	1	610	1			22	13						4		10	2	5	5	32	2	1			9	420		10	206	126	86	60						
地上5階以上のもの	53										36	1				1																				3			1	3	5	3				
地下を有するもの 及び地階のみなもの	9																											1	1										1	1	5					
岩倉市	1,883		25	3				59	87	3	860	1		1	34	10						2	6		17	1	4	2	40	1				33	208		4	143	97	198	44					
地上5階以上のもの	178									1	144	1				1																							1		2	19	7			
地下を有するもの 及び地階のみなもの	2																																								1	1				

第8-4表 防火対象物数の状況

2.3.31現在

区分 団体名	合計	1			2			3			4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19					
		イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ		ロ	イ				ロ					イ			ロ	イ	ロ	イ			ロ	イ						ロ	イ	ロ		
													(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)			(3)																				(4)	(5)
		イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ		ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ						イ	ロ	イ	ロ	イ
豊明市	2,380	3	56	5	3	69	118	2	914	2	8	59	14	1	14	20	4	11	8	94	2	1	29	271	17	151	212	208	84													
地上5層以上のもの	190	1						1	141		5	2	5						13				1	2		3	15	1														
地下を有するもの及び地階のみのもの	57	1	1						21		5	2	1						6	2			1	4		6	5	1														
日進市	2,406		9	1		79	102	6	1,064	2	8	61	33	3	15	21	1	15	5	140	4	1	2	31	140	20	73	284	166	120												
地上5層以上のもの	234							1	167				2						16	1							16	19	12													
地下を有するもの及び地階のみのもの	128		1				2	1	54		2	1	2	1	1	1			11			1	1	1	1	1	29	15	3													
田原市	2,234		103	3		82	111	42	415	1		26	12	5	15	28	2	6	119	7	1	1	61	382	21	285	346	101	59													
地上5層以上のもの	37							6	17	1														5		5	3															
地下を有するもの及び地階のみのもの	36		1					4	5	1												1		1		1	19	3														
愛西市	1,655	1	42	1	1	1	41	69	1	224	2	2	27	19	7	19	35	1	14	13	86	1	1	1	30	460	4	190	160	118	83		1									
地上5層以上のもの	20							1	14															1		1		1	2													
地下を有するもの及び地階のみのもの	28		1																							1	26															
清須市	2,966		32		5		28	81	1	1,047	3		38	14					7	24	1	7	1	34	5	1	1	45	572	6	599	155	169	90								
地上5層以上のもの	128		1						81	1			2								1				11		2	3	15	11												
地下を有するもの及び地階のみのもの																																										
北名古屋市	3,273		33	1	2	5	36	145	1	1,253	3	1	2	33	13	2	14	28	1	7	5	34	2	1	26	644	7	483	147	204	139		1									
地上5層以上のもの	131							1	95	3			3							6					5		1	2	14	1												
地下を有するもの及び地階のみのもの	16						1		1	1										2	1		2			1	6	1														
弥富市	2,278		33	2	3	1	42	73	5	491	1	2	2	25	15	1	8	12	13	4	1	53	1	3	41	501	21	395	348	94	86		1									
地上5層以上のもの	64							1	43		1									1					1		3	2	7	5												
地下を有するもの及び地階のみのもの	22											1											1	1	2		1	15	1													
みよし市	2,107	1	7	1	2		55	124	3	678	2	1	4	28	10			5	11	20	6	5	25	61	2	2	20	499	15	130	302	66	21		1							
地上5層以上のもの	100						1		77	1									1						4			9	4	2												
地下を有するもの及び地階のみのもの	31						2		2	1			1							1	1				3	1	1	14	2	1												
あま市	2,719	2	41		6	2	5	49	112		899	6		1	37	18			3	23	18	1	15	8	65	3	1	34	563	1	3	448	136	139	78		2					
地上5層以上のもの	107								86	2															3			3	8	5												
地下を有するもの及び地階のみのもの	9										1														1			4	2	1												
長久手市	2,176	1	13		3	1	48	136		1,113	5		3	35	15			1	12	21		7	5	106	7	6	12	82	19	1	80	212	140	92								
地上5層以上のもの	148				1			1	115	3				1										6			1		6	9	5											
地下を有するもの及び地階のみのもの	149		1				1	8	52	1			2					1		3		1	19	3	1	3	4	2	6	21	13	7										

第8-4表 防火対象物数の状況

2.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2		3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19														
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		イ	ロ	イ							イ				ロ	イ	ロ	イ			ロ																				
													(1)	(2)	(3)			(4)	(1)			(2)	(3)	(4)	(5)			(1)	(2)						(3)	(4)	(5)											
町村計	14,290	8	282	4	29	12	1	369	589	316	4,086	16	7	12	176	106				16	83	1	144	15	51	19	299	27	2	8	268	2,612	1	78	20	1,866	1,498	878	384					7				
地上5階以上のもの	513				1					40	344	4		4	1	7					1						4					18		2		9	25	38	15									
地下を有するもの及び地階のみのもの	199		7		1			3	4	34	31			1	3	2	1			2	3		2	1		7	1				3	13		1		2	65	8	4									
東郷町	1,087		4		3			21	53	5	450				3	22	14			4	1	13	5	2	1	35					13	171		9		52	136	41	27									
地上5階以上のもの	89									4	70				2		2									1												6	4									
地下を有するもの及び地階のみのもの	29							1	2	2	5					2	1									2												11	1									
豊山町	844	2	10		1			23	28	7	233				7	4				3		5				1	11	3			1	9	191		8	20	167	46	41	23								
地上5階以上のもの	37									1	21					1																		3		2			5	3	1							
地下を有するもの及び地階のみのもの																																																
大口町	1,019		24		1			21	34	1	240	3	1		10	7				1	4		10	2	1	2	17	2			10	262		11		179	93	47	36									
地上5階以上のもの	22										6	2				2											1									3			2	4	2							
地下を有するもの及び地階のみのもの																																																
扶桑町	1,152	2	24		1			30	51		389	2	1		21	11				5		7	1	3	1	29	1			1	19	206		3		88	92	110	54									
地上5階以上のもの	11										6									1																				2								
地下を有するもの及び地階のみのもの	1																																							1								
大治町	996		9		1			10	36	1	444				9	5				3	4		10	1	2	2	15				10	140	1	3		157	56	50	26									
地上5階以上のもの	34									1	29					1																			1				1	1								
地下を有するもの及び地階のみのもの	10																																															
蟹江町	1,258		21	1	3		2	1	50	50	5	552	1		1	21	8			1		18		4	3	22	1			1	16	206		5		71	64	90	39					1				
地上5階以上のもの	91				1					2	67	1																																				
地下を有するもの及び地階のみのもの																																																
飛島村	1,172	1	10					7	24		14				1	2				2		2					2				13	348		7		444	243	23	28					1				
地上5階以上のもの	8										1																																					
地下を有するもの及び地階のみのもの	8										1																																					
阿久比町	572	2	23			1		37	41		154	1	3	1	15	7				2	4		9		5	1	23	1			12	69				45	65	33	18									
地上5階以上のもの	26										25																																					
地下を有するもの及び地階のみのもの	6		2								1																1																					
東浦町	1,112		22		3			36	50		361	2			13	10				5	12		10	1	16	2	31	2			1	15	204		5		111	125	54	20								
地上5階以上のもの	57										48																																					
地下を有するもの及び地階のみのもの	26										6									2	1						1																					

第8-4表 防火対象物数の状況

2.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2			3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19												
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		ロ	イ	ロ	イ						ロ					ハ					ニ																		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			(1)	(2)			(3)	(4)	(5)	ニ																					
南知多町	954	28	2	1	31	35	182	117	5			4	6				1	3		6	2	3	11	3			51	135	5	117	81	104	19		2												
地上5階以上のもの	52							25	18			1																		6	1																
地下を有するもの 及び地階のみのも	57	2						28	13												1	2							4	3	3																
美浜町	787	26	3	2	37	41	25	324	2	1		7					2	6		8		1	13	2			31	74	2	29	64	74	12		1												
地上5階以上のもの	11							2	3	1													2							1	1																
地下を有するもの 及び地階のみのも	13				1	1	2																2						1	5	1																
武豊町	1,440	18	5	1	30	54	15	390		1	2	18	11				7		15		4	25	2			1	14	305	7	260	167	65	23														
地上5階以上のもの	49							2	34			1	1																5		1	3	2														
地下を有するもの 及び地階のみのも	16		1					1		1	2						1												1		8	1															
幸田町	1,403	31	3	3	1	25	76	6	395			4	20	12			1	22		22	3	7	6	38	2		3	42	270	10	103	182	62	54													
地上5階以上のもの	25							3	16																				1		1	2	2														
地下を有するもの 及び地階のみのも	33	3						1	2	5		1					1	2					1	1						1		14															
設楽町	261	15	1			1	6	42	14				3	5			2		5		3	22	2				3	16	2	23	50	43	3														
地上5階以上のもの																																															
地下を有するもの 及び地階のみのも																																															
東栄町	155	1	10	2		6	8	12	7			1	3	2			1	2		3			2	5			10	10	1	13	22	32	2														
地上5階以上のもの	1											1																																			
地下を有するもの 及び地階のみのも																																															
豊根村	78	7				4	2	15	2			2	2				2		1				3	1	2			5		7	12	9			2												
地上5階以上のもの																																															
地下を有するもの 及び地階のみのも																																															

第8-5表 中高層建築物数の状況

2.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	102,900	50,872	21,596	10,698	4,867	3,983	3,096	1,820	1,901	1,228	639	540
名古屋市	54,869	23,612	11,517	6,017	3,149	2,769	2,065	1,389	1,469	862	471	394
豊橋市	3,595	2,091	672	437	135	91	60	23	30	14	4	11
岡崎市	3,847	2,105	846	389	132	86	92	44	39	35	16	12
一宮市	3,572	1,958	774	313	145	91	107	41	57	32	16	17
瀬戸市	1,059	644	150	122	36	23	26	13	9	15	5	4
半田市	1,023	572	211	64	57	30	35	14	11	10	1	6
春日井市	3,522	1,815	732	516	140	87	91	26	26	42	16	14
豊川市	1,196	745	256	90	40	21	19	8	4	3	4	2
津島市	477	276	107	33	18	14	6	3	3	3	4	
碧南市	609	399	120	56	9	10	5	4	2	2		2
刈谷市	1,937	1,022	488	159	71	58	37	27	10	12	13	9
豊田市	4,047	2,077	928	435	177	129	102	33	47	30	16	14
安城市	1,972	978	459	188	71	69	59	26	25	20	11	6
西尾市	909	618	177	58	27	10	4	3	3	3		1
蒲郡市	909	622	159	48	25	17	14	7	6	3	5	1
犬山市	657	399	138	50	33	9	11	3	8	4		
常滑市	390	224	72	31	17	11	12	10	2	2	2	3
江南市	838	458	162	154	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,680	919	382	146	57	49	35	23	18	21	11	3
稲沢市	1,103	602	250	97	36	26	35	9	13	11	8	3
新城市	202	139	46	8	6	1	2					
東海市	1,387	775	292	140	47	43	26	19	15	7	3	4
大府市	992	590	235	63	21	29	16	6	4	6	2	4
知多市	619	362	116	96	19	9	6	2	3	5		
知立市	902	487	180	143	21	18	21	4	9	3	5	1
尾張旭市	768	441	153	47	38	36	26	4	2	10	4	2
高浜市	365	218	94	31	7	7	1	1	1	1		1
岩倉市	655	346	131	102	18	17	10	10	6	3	3	2
豊明市	750	423	137	100	18	31	10	8	5	3	3	2
日進市	850	482	134	69	39	35	33	10	15	5	4	6
田原市	287	189	61	18	11	3	2	1	1	1		
愛西市	194	138	36	9	2	3	1		2	1		1
清須市	843	503	212	57	23	16	13	3	5	4	2	1
北名古屋市	893	571	191	55	27	11	12	7	5	5	2	2
弥富市	323	201	58	17	21	7	8	1	5	3		
みよし市	480	281	99	39	16	11	16	3		10	2	1
あま市	644	397	140	36	23	16	13	4	5	8		
長久手市	745	442	155	36	33	26	9	7	6	7	1	6
東郷町	264	149	26	48	8	7	17	1	2	3	1	
豊山町	191	117	37	19	3	6	2	2		4		
大口町	109	71	16	15	4	3						
扶桑町	184	132	41	4	3	2		1		1		
大治町	308	205	69	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	387	225	71	27	18	10	12	2	10	2	1	
飛鳥村	108	80	20	6	2							
阿久比町	104	55	23	20	1	1		1	1	1	1	
東浦町	208	117	34	22	10	7	7	2	1	4	1	
南知多町	269	168	49	15	12	5	7	1	6	1		1
美浜町	127	94	22	5	3	2		1				
武豊町	263	156	58	24	14	5	2	2	1			1
幸田町	244	165	54	9	3	3	2	1	3	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

2.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階 以上
県計	844	657	18	11	21	16	17	12	9	7	7	7	34
名古屋市	586	453	13	6	18	12	6	8	8	6	5	6	28
豊橋市	17	4	1	1	2			1					1
岡崎市	23	22	1				4						1
一宮市	9	9			1		1	1					
瀬戸市	6	6											
半田市	2	9		1									
春日井市	7	10											
豊川市	3	1											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	17	11	1							1			1
豊田市	23	30				2	2	1					1
安城市	31	22		1		1	2		1		1	1	
西尾市	1	3					1						
蒲郡市		1				1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	11	4											
小牧市	10	4	1										1
稲沢市	6	6		1									
新城市													
東海市	9	6	1										
大府市	7	9											
知多市		1											
知立市	5	4						1					
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	2		1									
豊明市	4	6											
日進市	9	7					1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	4												
北名古屋市	5												
弥富市	1	1											
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	5	12											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	2											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	3												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1	1											
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

2.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査				
	総数	地上5階未満 (地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち	うち	うち	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物 令和元年度中	検査済 令和元年度中		
					地下1階	地下2階	地下3階以上							
1	イ	153	144	9	153	18	1			48	136	21	16	
	ロ	3,765	3,728	37	3,765	94	4	1		1,069	1,889	147	101	
2	イ	60	59	1	60	3				18	19	3	3	
	ロ	526	491	35	526	25	1			139	413	60	36	
	ハ	63	44	19	63	12	1			18	67			
	ニ	215	192	23	215	12	1			81	222	19	13	
3	イ	69	68	1	69	8				19	49	4	4	
	ロ	6,252	6,064	188	6,252	143	4			2,719	2,038	176	146	
4		10,864	10,674	188	10,862	167	12	3	2	2,978	5,160	361	311	
5	イ	1,386	868	518	1,386	189	25	2		448	1,442	160	121	
	ロ	101,370	82,119	19,249	101,368	2,239	125	8	2	12,144	39,458	1,560	1,293	
6	イ	(1)	322	129	193	322	41	1	1		70	186	52	30
		(2)	119	96	23	119	5	2			30	96	14	12
		(3)	454	320	134	454	98	9	1		190	472	91	78
		(4)	3,220	3,184	36	3,220	53	3			703	1,481	95	79
	ロ	(1)	1,868	1,708	160	1,868	67	1	1		725	1,819	149	113
		(2)	6	6		6						6		
		(3)	8	8		8					3	12	2	1
		(4)	18	18		18					4	19	1	1
		(5)	329	322	7	329	13				108	352	59	56
	ハ	(1)	1,209	1,169	40	1,209	21				368	845	60	48
		(2)	6	6		6					3	5		
		(3)	1,966	1,964	2	1,966	30				685	1,548	191	159
		(4)	225	225		225	4				97	75	8	8
		(5)	977	970	7	977	17	1			316	509	142	127
	ニ	738	738		738	35				305	683	107	92	
	7		7,650	7,106	542	7,648	435	32	5	2	1,350	5,637	927	717
	8		324	317	7	324	47	10			101	197	33	26
	9	イ	39	38	1	39	5				12	35	3	3
		ロ	120	118	2	120	3				15	26	3	2
	10		253	238	3	241	13	62	22	12	57	175	58	52
11		3,997	3,974	23	3,997	202	8	5		642	945	31	28	
12	イ	42,541	42,174	364	42,538	246	7	10	3	5,927	18,564	1,649	1,251	
	ロ	33	30	3	33	3	1			2	5			
13	イ	2,817	2,686	97	2,783	98	19	6	34	523	1,498	170	134	
	ロ	30	30		30					3	28	1	1	
14		25,247	25,000	242	25,242	122	4	21	5	3,591	9,113	896	807	
15		27,608	25,146	2,451	27,597	1,747	241	123	11	4,486	8,491	1,050	830	
16	イ	22,662	19,038	3,623	22,661	1,542	200	84	1	6,321	14,848	1,393	1,112	
	ロ	16,785	14,570	2,202	16,772	532	23	8	13	2,265	3,981	243	196	
16の2		8							8	7	18			
16の3		1							1		1	1	1	
17		199	197	2	199	6	1			118	55	14	12	
18		23	23		23					4	1			
19														
20														
合計		286,525	255,999	30,432	286,431	8,295	799	301	94	48,712	122,619	9,954	8,020	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用					うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	142	138		3			1	11	11					
	ロ	1,886	1,745	14	141				17	17					
2	イ	28	26	3	1			1							
	ロ	438	435	6	3										
	ハ	54	53	4	1										
	ニ	219	218	7				1							
3	イ	47	45	2	2										
	ロ	2,163	2,065	90	83			15	2	2					
4		5,389	5,253	127	118			18	35	33	1	2			
5	イ	1,426	1,411	55	9			6	22	22					
	ロ	38,649	26,610	228	11,931	79		29	9	8		1			
6	イ	(1)	184	183	2	1				19	17		2		
		(2)	87	87	2										
		(3)	476	474	4	2				44	43		1		
		(4)	1,503	1,454	15	46			3						
	ロ	(1)	1,905	1,903	16				2	4	4				
		(2)	6	6						1	1				
		(3)	10	10											
		(4)	21	21											
		(5)	381	381	2					2	2				
	ハ	(1)	771	763	9	4			4	2	2				
		(2)	4	4											
		(3)	1,691	1,685	14	4			2						
		(4)	86	85	1				1						
		(5)	805	790	2	15				3	3				
	ニ	680	680	10											
	7		6,348	6,321	42	18	8		1	8	8				
8		223	223	1					2	2					
9	イ	32	32	4											
	ロ	21	21	1											
10		195	193		2				2	2					
11		448	430	7	3	9		6	7	7					
12	イ	18,996	16,975	677	451	759		811							
	ロ	9	9												
13	イ	1,348	1,223	3	116	2		7							
	ロ	31	31												
14		8,891	8,248	205	332	127		184	3	3					
15		8,526	8,172	74	307	25		22	28	28					
16	イ	13,328	10,444	454	2,766			118	171	170		1			
	ロ	3,474	3,154	136	266	14		40	2	2					
16の2		8	8						11	11					
16の3		1	1						1	1					
17		231	207	6	19			5							
18															
19															
20															
合計		121,161	#####	2,223	16,644	1,023		1,277	406	399	1	7			

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備						
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用		
1	イ	46	42		4			2	78	76	2	2			
	ロ	52	50		2			2	329	326	3	3			
2	イ							3	2	1				1	
	ロ	54	53	3	1				124	121	1	3			
	ハ														
3	ニ	3	3						5	4				1	
	イ								5	5	1				
3	ロ	5	5	2					52	44	3	5		3	
	4	513	512	9	1			8	572	539	9	12		21	
5	イ	115	106	11	9			6	418	409	6	3		6	
	ロ	1,730	399	4	1,329			2	8,844	1,611	7	7,199	16	18	
6	イ	(1)	119	116	3	2			(1)	60	59	2	1		
		(2)	41	41					(2)	21	21				
		(3)	184	181	2	3			(3)	128	127				1
		(4)	12	12					(4)	69	64		3		2
	ロ	(1)	1,829	1,822	11	6			(1)	62	58	1	4		
		(2)	6	6					(2)	2	2				
		(3)	5	5					(3)	43	43				
		(4)	21	21					(4)	2	2				
		(5)	366	364	1	2			(5)	8	8				
	ハ	(1)	55	53					(1)	62	61	1	1		
		(2)							(2)	3	3				
		(3)							(3)	107	101		5		1
		(4)							(4)	55	53		2		
		(5)	12	11	1	1			(5)	24	23		1		
	ニ	10	10						94	91	1	3			
7	29	29						4,419	4,386	21	27	5	1		
8	2	2						100	96		4				
9	イ	2	2						13	13					
	ロ								25	22	1	2		1	
10	80	80						130	123		7				
11	6	6						159	119	2	14	14	12		
12	イ	52	50		2			1	7,167	5,687	110	267	409	804	
	ロ	2	2						3	3					
13	イ	10	10						12	11		1			
	ロ								3	3					
14		74	61		13			5	2,918	2,462	46	219	59	178	
	ラック	20	15		5										
15	145	144		1					2,883	2,567	20	278	12	26	
16	イ	1,091	1,070	51	18			3	15	1,180	1,067	39	108		5
	ロ	57	47	1	10			3		598	506	24	57	2	33
16の2	7	7							7	6		1			
16の3	1	1													
17									12	12	1				
18															
19															
20															
合計	6,736	5,323	99	1,404				9	73	30,798	20,935	301	8,232	517	1,114

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用		17条の 2の5 等適用	
1	イ	1	1			25	25					
	ロ	16	16			69	69					
2	イ	1	1									
	ロ	5	5			103	103	6				
	ハ	1	1									
3	イ	9	9			6	6					
	ロ	162	157		4	1	13	13	1			
4		21	20			1	566	560	6	4	2	
5	イ	42	41	1		1	187	183	4		4	
	ロ	4,161	4,111	1		50	2,136	2,115	15	6	15	
6	イ	(1)	2	2			52	52				
		(2)	2	2			2	2	1			
		(3)	4	4			103	102		1		
		(4)	46	46			12	12				
	ロ	(1)	15	15			39	39	1			
		(2)										
		(3)										
		(4)	2	2			1	1				
		(5)	4	4			9	9				
	ハ	(1)	15	15			10	10				
		(2)										
		(3)	35	35								
		(4)	4	4								
		(5)	4	4								
	ニ		12	12			2	2				
7		19	19			134	130		2	1	1	
8		3	3			29	29					
9	イ	5	5			6	6					
	ロ	40	40			1	1					
10						15	13		2			
11		48	45		3		27	21		5	1	
12	イ	62	59			3	1,204	1,166	9	11	9	18
	ロ						8	3		5		
13	イ						2,079	2,054	7	5	1	19
	ロ						26	22			4	
14		19	19				156	145	4	10		1
15		52	52				1,640	1,599	6	33	2	6
16	イ	156	154			2	1,369	1,364	23	2		3
	ロ	78	77			1	386	383	9			3
16の2							6	6				
16の3												
17		4	4				2	2				
18												
19												
20												
合計		5,050	4,984	2	7	59	10,436	10,260	92	86	17	73

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常警報設備					屋外消火栓設備						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用 17条の 2の5 等適用			
1	イ	120	115	1	5	7	7					
	ロ	3,101	2,416	13	667	18	6	6				
2	イ	46	32	1	12	2						
	ロ	342	340	1	2		2	2				
	ハ	6	6									
3	ニ	46	45	1		1						
	イ	4	4				1	1				
4	ロ	3,820	3,727	27	9	84	2	2				
	合計	3,350	3,302	17	18	30	47	37	9		1	
5	イ	315	314	3		1	2	2				
	ロ	10,241	6,049	16	4,178	14	39	23	1	15	1	
6	イ	(1)	96	96				7	5	2		
		(2)	30	30								
		(3)	203	202			1	5	5			
		(4)	853	845		4	4					
	ロ	(1)	257	257				1	1			
		(2)	7	7								
		(3)	2	2								
		(4)	5	5								
		(5)	27	27								
	ハ	(1)	196	193		1	2					
		(2)										
		(3)	315	310		3	2	1	1			
		(4)	27	27								
		(5)	109	104		1	4					
	ニ	256	252		3	1	1	1				
7	3,344	3,336	9	5	3	69	57	12				
8	141	141	1			4	4					
9	イ	27	27									
	ロ	47	36		10	1	1	1				
10	42	42				3	3					
11	1,325	1,205	12	73	47	24	22	1		1		
12	イ	576	555	3	3	18	2,253	2,130	36	21	17	
	ロ	1	1									
13	イ	39	39				8	8				
	ロ	1	1				1	1				
14	198	194	1	1	3	1,021	985	8	16	3		
15	3,593	3,484	24	85	24	303	267	1	31	5		
16	イ	4,332	4,215	58	74	43	34	30	4			
	ロ	1,091	1,050	9	31	10	80	74	1	2	4	
16の2	5	5										
16の3	1	1										
17	18	18				9	8	1				
18												
19												
20												
合計	38,555	33,057	197	5,185	313	3,931	3,683	47	114	20	114	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯					非常コンセント設備						
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反		
				32条 適用					17条の 2の5 等適用			
1	イ	145	141	5	4							
	ロ	3,656	3,204	14	443	9						
2	イ	69	67	1		2						
	ロ	511	492	7	15	4	1	1				
	ハ	68	62	4		6						
	ニ	214	214	8			2	2				
3	イ	67	60	3		7						
	ロ	7,494	7,333	132	74	87	2	2				
4		10,555	10,366	116	129	60	3	3				
5	イ	1,315	1,308	36	6	1	92	92				
	ロ	9,833	7,577	25	2,226	30	3,525	3,523	10	2		
6	イ	(1)	183	181	1	1	1	7	7			
		(2)	109	109	2							
		(3)	478	477	8	1		5	5			
		(4)	3,367	3,344	25	15	8	1	1			
	ロ	(1)	1,938	1,928	5	7	3	1	1			
		(2)	6	6								
		(3)	10	10								
		(4)	25	25								
		(5)	382	377	2	3	2					
	ハ	(1)	1,281	1,255	5	17	9					
		(2)	4	3		1						
		(3)	1,779	1,753	5	25	1					
		(4)	319	308	2	4	7					
		(5)	1,215	1,175	5	30	10					
	ニ	705	698	9	7							
	7		1,642	1,610	37	26	6	23	23			
8		176	176				1	1				
9	イ	39	39	3								
	ロ	69	68		1							
10		148	146		2		7	7				
11		425	381	8	38	6						
12	イ	5,394	4,770	79	241	383	2	2				
	ロ	196	195		1							
13	イ	632	590	3	36	6	2	2				
	ロ	16	15		1							
14		4,176	3,567	49	408	201						
15		9,071	8,531	59	452	88	100	100	1			
16	イ	16,496	16,010	358	309	177	224	224	5			
	ロ	3,219	3,060	57	111	48	75	75	1			
16の2		8	8				7	6	1			
16の3		1	1									
17		12	11	1	1		1	1				
18												
19												
20												
合計		87,448	81,651	1,074	4,635	1,162	4,082	4,079	17	3		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	46	43		3		10	10					
	ロ	555	504		49		19	18		1			
2	イ	29	27	1									
	ロ	115	113		1		17	17	1				
	ハ	45	45										
	ニ	107	107										
3	イ	56	54	1								2	
	ロ	1,336	1,257	14	9							70	
4		439	423	10	6		283	262	2	18		3	
5	イ	587	567	12	14							6	
	ロ	23,608	23,135	36	437							36	
6	イ	(1)	105	104		1							
		(2)	49	48		1							
		(3)	214	211	1	3							
		(4)	267	264		2							1
	ロ	(1)	487	481		5							1
		(2)	1	1									
		(3)	1	1									
		(4)	8	8									
		(5)	65	65									
	ハ	(1)	118	117	1	1							
		(2)	10	10									
		(3)	551	519	1	29							3
		(4)	30	29		1							
		(5)	151	149	1	2							
	ニ	426	408	2	13							5	
7		2,766	2,747	11	6							13	
8		41	40		1								
9	イ	8	8										
	ロ	4	4	1									
10		6	6				68	63		5			
11		167	166		1								
12	イ	455	445	2	1							9	
	ロ	4	4										
13	イ	4	4				35	30		3		2	
	ロ	9	9				1	1					
14		238	237									1	
15		2,870	2,846	5	4							20	
16	イ	4,322	4,207	25	39		232	223	1	8		1	
	ロ	1,799	1,771	6	6		14	13		1			
16の2							10	8		2			
16の3													
17		4	3		1								
18													
19													
20													
合計		42,103	41,187	130	636		689	645	4	38		6	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		5	5					
	ロ	3	2		1		17	17					
2	イ						2	2					
	ロ						23	23	3				
	ハ						4	4					
	ニ						10	10					
3	イ												
	ロ						29	29	4				
4		9	3		6		53	53	3				
5	イ	4	2		2		333	333	4				
	ロ	171	99		72		10,926	10,923	69	3			
6	イ	(1)	4	2		2		62	62	1			
		(2)	2	2				3	3				
		(3)						108	108				
		(4)	1	1				8	8				
	ロ	(1)						55	55				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)						12	12				
		(2)											
		(3)	2	2				1	1				
		(4)											
		(5)	2	1		1							
	ニ												
7		52	32		19	1	310	310	2				
8		14	13		1		6	6					
9	イ	1			1		1	1					
	ロ												
10		24	5		16		3	14	14				
11		6	2		4		9	9					
12	イ	19	16		3		150	143	1	5	1	1	
	ロ	1	1				2	2					
13	イ	4	3		1		116	116	1				
	ロ						6	6					
14		6	4		1		106	104	1			2	
15		204	137	1	64	2	1	1,163	1,161	10	1	1	
16	イ	49	31	1	18		1,475	1,474	55	1			
	ロ	18	14		3		1	792	791	22		1	
16の2		1					1	7	6	1			
16の3													
17							1	1					
18							18	16		2			
19													
20													
合計		598	372	2	216	3	7	15,827	15,808	176	13	1	5

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1	1				8	8					
	ロ						3	3					
2	イ												
	ロ						3	3					
	ハ ニ												
3	イ												
	ロ												
4		7	7	1			84	84					
5	イ	4	3			1	6	6					
	ロ	60	1		58	1	93	92		1			
6	イ	(1)					16	16					
		(2)					1	1					
		(3)					50	50					
		(4)					1	1					
	ロ	(1)						6	6				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)											
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)											
ニ													
7		5	5				75	63		12			
8							1	1					
9	イ												
	ロ												
10							2	2					
11		5	4		1		4	4					
12	イ	964	952	8		12	1,029	1,019	15	4	3	3	
	ロ												
13	イ	2	2				52	52					
	ロ						1	1					
14		205	202			3	229	223	1	4	2		
15		184	178		2	4	279	270	1	9			
16	イ	8	7		1		124	123				1	
	ロ	16	15			1	42	42	1				
16の2													
16の3													
17		4	4										
18													
19													
20													
合計		1,465	1,381	9	62	22	2,110	2,071	18	30	5	4	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常電源							
	設置済				既存 不適格	違反		
	専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのう ちいずれかの 設置義務の あるもの	B、C、Dのうち いずれかの 設置義務の あるもの	
1	イ	5	76	4				
	ロ	24	279	18	1		4	
2	イ	1						
	ロ	12	162	5				
	ハ		2					
	ニ		6			1		
3	イ	3	4	1				
	ロ	17	35	11		3	2	
4		76	919	44		7	17	
5	イ	33	525	48			4	
	ロ	3,975	263	201	17	20	45	
6	イ	(1)	16	141	18			2
		(2)	2	22	3			
		(3)	14	269	21			2
		(4)	13	43	5			2
	ロ	(1)	113	767	16		2	2
		(2)		2				
		(3)	1	1				
		(4)	2	9				
		(5)	30	68			1	2
	ハ	(1)	23	80	8		2	
		(2)		1				
		(3)	35	29	1			1
		(4)	1	5				
		(5)	3	21				1
	ニ	15	63	3			1	
	7		3,242	312	43	1	26	9
8		44	36	10		1		
9	イ	1	10					
	ロ	4	1					
10		131	7	4				
11		55	34	2	1	7		
12	イ	4,663	495	162	72	548	40	
	ロ		6	1				
13	イ	150	48	118		6	6	
	ロ	7	7	7				
14		2,015	143	19	55	111	12	
15		1,586	962	466	12	31	7	
16	イ	485	2,026	271	2	5	12	
	ロ	607	152	59	1	28	4	
16の2		3	6	1				
16の3			1					
17		11	6	2				
18								
19								
20								
合計		17,418	8,044	1,572	4	185	785	

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

2.3.31現在

防火対象物の区分	点検を要する防火対象物						報告済防火対象物					点検指定対象物						
	総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		要点検対象物			報告済対象物				
		特定一階段等		特定一階段等			1,000㎡以上	特定一階段等		1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等			
1	イ	158	54	1	104	1	116	30	1	86	1	104	1	1	86	1	1	
	ロ	4,232	3,736	27	496	14	2,695	2,261	14	434	10	496	14	27	430	10	14	
2	イ	63	63	6			16	16	3					6			3	
	ロ	558	288	8	270	7	383	148	4	235	6	270	7	8	232	6	4	
	ハ	70	69	33	1	1	40	39	18	1	1	1	1	33	1	1	18	
	ニ	217	179	23	38	2	155	120	19	35	2	38	2	23	35	2	19	
3	イ	74	66	6	8	1	31	26	3	5	1	8	1	6	5	1	3	
	ロ	8,697	8,579	340	118	14	3,810	3,715	164	95	11	118	14	340	93	11	164	
4		11,770	9,627	182	2,143	71	6,863	5,168	93	1,695	50	2,143	71	182	1,656	50	93	
5	イ	1,517	847	161	670	81	938	436	111	502	62	670	81	161	502	62	111	
	ロ	100,663	77,846		22,817		58,379	40,587		17,792		22,752			17,697			
6	イ	(1)	239	83	5	156	10	185	47	5	138	9	156	10	5	138	9	5
		(2)	105	50	3	55	5	64	19	3	45	4	55	5	3	44	4	3
		(3)	544	207	11	337	30	432	138	11	294	23	337	30	11	287	23	11
		(4)	3,421	3,227	79	194	12	1,829	1,670	63	159	11	194	12	79	156	11	63
	ロ	(1)	1,921	1,101	37	820	22	1,620	908	30	712	17	820	22	37	695	17	30
		(2)	6	1		5		4			4		5			4		
		(3)	14	12		2		9	7		2		2			2		
		(4)	27	17		10		18	10		8		10			8		
		(5)	383	311	22	72	1	292	226	20	66	2	72	1	22	64	2	20
	ハ	(1)	1,321	1,132	26	189	2	930	765	17	165	2	189	2	26	161	2	17
		(2)	14	11		3		4	2		2		3			2		
		(3)	2,108	1,601	17	507	4	1,749	1,293	10	456	4	507	4	17	443	4	10
		(4)	323	316	7	7		174	168	5	6		7		7	6		5
		(5)	1,290	1,233	42	57		835	788	36	47		57		42	47		36
	ニ	778	474	11	304	13	627	368	11	259	10	304	13	11	255	10	11	
	7		7,555	2,909		4,646		6,263	2,223		4,040		4,516			3,922		
8		321	180		141		263	141		122		136			116			
9	イ	41	19		22		26	11		15		22			15			
	ロ	126	108		18		39	29		10		18			10			
10		263	131		132		214	99		115		132			114			
11		3,610	3,291		319		1,421	1,209		212		316			210			
12	イ	42,467	31,651		10,816		17,089	10,120		6,969		10,548			6,729			
	ロ	29	25		4		11	7		4		4			4			
13	イ	3,259	2,242		1,017		2,098	1,376		722		1,014			713			
	ロ	32	10		22		16	5		11		22			11			
14		25,997	21,529		4,468		11,218	8,175		3,043		4,412			2,976			
15		27,390	21,310		6,080		15,352	10,771		4,581		6,009			4,520			
16	イ	21,834	17,547	450	4,287	131	10,079	6,818	288	3,261	94	4,287	131	450	3,224	94	288	
	ロ	15,361	13,231		2,130		5,300	3,704		1,596		2,118			1,582			
16の2		8	2		6		8	2		6		6			6			
16の3		1			1							1						
17		234	220		14		175	163		12		14			11			
18		17	9		8		7	2		5		8			5			
19																		
20																		
特定防火対象物計		57,664	47,368	1,404	10,296	375	31,607	23,372	852	8,235	282	10,296	375	1,404	8,110	282	852	
非特定防火対象物計		227,324	174,692		52,632		117,845	78,611		39,234		52,019			38,620			
合計		289,058	225,544	1,497	63,514	422	151,777	103,810	929	47,967	320	62,901	422	1,497	47,217	320	929	

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防災物品使用状況

2.3.31現在

防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合板					
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明		
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品				
1	イ	152	110	1	37	4	86	3	58	5	24	1	117	10	
	ロ	3,798	2,418	217	815	348	1,285	140	1,948	425	173	28	3,079	518	
2	イ	64	23	6	26	9	23	2	32	7	10		43	11	
	ロ	539	268	25	226	20	204	20	283	32	37	1	451	50	
	ハ	65	44	1	18	2	37	3	23	2	2		62	1	
	ニ	218	95	13	93	17	58	6	136	18	8	1	183	26	
3	イ	79	44	3	27	5	36	3	36	4	1		72	6	
	ロ	6,521	2,716	452	2,440	913	1,124	199	4,245	953	241	36	5,167	1,077	
4		10,916	4,156	305	5,099	1,356	1,805	221	7,437	1,453	435	36	8,758	1,687	
5	イ	1,367	1,024	126	155	62	873	106	308	80	51	43	1,147	126	
6	イ	(1)	204	138	3	22	41	96	2	61	45	10	2	150	42
		(2)	101	78	3	5	15	42	3	39	17	2		81	18
		(3)	509	374	17	70	48	231	11	208	59	29	1	422	57
		(4)	3,374	2,129	123	587	535	1,016	83	1,716	559	103	17	2,686	568
	ロ	(1)	1,946	1,551	71	154	170	815	38	882	211	87	4	1,602	253
		(2)	7	5		2		1	1	4	1			6	1
		(3)	8	7	1			3	1	4				7	1
		(4)	19	15	1	2	1	8	1	8	2	3		14	2
		(5)	374	286	16	33	39	137	21	164	52	15		299	60
	ハ	(1)	1,217	869	76	136	136	481	37	508	191	41	2	904	270
		(2)	2	1		1		1		1				2	
		(3)	1,944	1,462	107	228	147	813	84	814	233	111	28	1,565	240
		(4)	269	151	19	50	49	89	17	111	52	16	1	193	59
		(5)	1,078	709	56	175	138	353	43	526	156	45	2	874	157
	ニ		763	603	31	100	29	360	16	348	39	44	9	614	96
	9	イ	40	26	3	8	3	22	2	14	2	2		35	3
	12	ロ	21	10		10	1	8		11	2	2		17	2
16	イ	22,971	8,323	1,143	10,950	2,555	5,048	558	14,700	2,665	598	45	19,632	2,696	
	ロ	535	47	23	304	161	26	16	331	162	6	1	459	69	
16の2		8	7		1		6		2		5		3		
16の3		1		1					1				1		
高層建築物		2,853	1,074	141	669	969	949	155	829	920	165	10	1,956	722	
合計		62,066	28,763	2,984	22,544	7,775	16,036	1,792	35,788	8,347	2,266	268	50,601	8,828	

第8-10表 建築同意事務処理状況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	14,324	2,274	16,598					16,598
増築	1,082	468	1,550					1,550
改築	8	2	10					10
移転	2	2	4					4
修繕	7		7					7
模様替	3		3					3
用途変更	27	65	92					92
その他	246	12	258					258
合計	15,699	2,823	18,522					18,522

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

2.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数			
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当		
		複数 権原		複数 権原										
1	イ	77	1	1		28	1	25		40	1	15		
	ロ	1,135	13	16		627	8	205	5	716	9	104	5	
2	イ			7	3									
	ロ	271	4	4		163	1	22		196	1	12		
	ハ			23	4			13			19			
3	ニ	18		31	3	15	24			17	28			
	イ	2		3				2	1			1		
4	ロ	51	21	302	47	21	117	1		73	167	2		
	合計	915	71	155	9	533	65	113	4	689	75	75	3	
5	イ	144	20	182	2	79	85	17	17	100	87	19	18	
6	イ	(1)	72	2	9		27	3	18		36	3	11	
		(2)	4		5		2	2	2	3	2	2	1	1
		(3)	97	3	25		47	12	20	7	62	14	14	5
		(4)	7		47	3	4	24	2	7	5	30	3	8
	ロ	(1)	18		58	4	8	31	4		14	34		
		(2)												
		(3)	1										1	
		(4)												
		(5)			19	1		9		2		10		2
	ハ	(1)	31		16		17	11	7		18	11	5	
		(2)												
		(3)	52	2	13		33	8	7	1	35	8	4	1
		(4)			4	1						1		
		(5)	7		16		3	6	2	6	5	7	2	6
	ニ	108		16		57	9	27	2	61	11	13	2	
9	イ	21				12				14				
16	イ	1,612	780	504	308	675	184	186	21	6,798	903	1,298	23	
16の2		5	5					1		112		442	4	
合計		4,648	922	1,456	385	2,351	613	661	76	8,993	1,421	2,022	78	

第8-12表 令和元年度消防設備士試験実施状況

2.3.31現在

消防設備士 試験の区分		試 験 申請者数 (ア)	試 験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	最 終 合格率
				(ウ)	(ウ)/(イ)	(エ)	(エ)/(ウ)	(オ)	(オ)/(イ)
甲 種	特類	51	46	8	17.4	-	-	8	17.4
	第1類	539	419	196	46.8	129	65.8	129	30.8
	第2類	173	152	104	68.4	60	57.7	60	39.5
	第3類	147	125	94	75.2	54	57.4	54	43.2
	第4類	1,054	837	443	52.9	257	58.0	257	30.7
	第5類	168	131	83	63.4	41	49.4	41	31.3
	小計	2,132	1,710	928	54.3	541	58.3	549	32.1
乙 種	第1類	143	119	73	61.3	48	65.8	48	40.3
	第2類	27	24	14	58.3	13	92.9	13	54.2
	第3類	43	40	26	65.0	16	61.5	16	40.0
	第4類	400	326	212	65.0	136	64.2	136	41.7
	第5類	54	45	31	68.9	24	77.4	24	53.3
	第6類	1,267	1,057	640	60.5	418	65.3	418	39.5
	第7類	223	191	135	70.7	22	※48.9	112	58.6
	小計	2,157	1,802	1,131	62.8	677	59.9	767	42.6
合 計		4,289	3,512	2,059	58.6	1,218	59.2	1,316	37.5

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和元年度)

年度	区分 種別	合計	甲 種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41 5 26	申請者数	168,102	87,163	665	28,376	6,046	6,253	41,493	4,330
	受験者数	145,560	74,329	595	23,710	5,221	5,279	35,763	3,761
	合格者数	57,331	26,635	102	7,141	2,338	1,955	13,654	1,445
	合格率	39.4	35.8	17.1	30.1	44.8	37.0	38.2	38.4
	免状交付数	56,853	26,449	95	7,101	2,326	1,947	13,551	1,429
27	申請者数	4,253	2,175	54	660	153	160	993	155
	受験者数	3,428	1,709	48	477	129	128	798	129
	合格者数	1,094	424	7	115	32	37	188	45
	合格率	31.9	24.8	14.6	24.1	24.8	28.9	23.6	34.9
	免状交付数	1,060	411	7	109	31	35	184	45
28	申請者数	4,536	2,298	42	755	180	151	1,019	151
	受験者数	3,556	1,766	36	557	141	118	806	108
	合格者数	1,257	511	2	134	44	55	245	31
	合格率	35.3	28.9	5.6	24.1	31.2	46.6	30.4	28.7
	免状交付数	1,209	494	2	133	44	54	231	30
29	申請者数	4,454	2,238	49	561	174	130	1,175	149
	受験者数	3,613	1,754	47	425	148	109	904	121
	合格者数	1,352	609	15	151	56	33	313	41
	合格率	37.4	34.7	31.9	35.5	37.8	30.3	34.6	33.9
	免状交付数	1,268	588	13	142	57	33	303	40
30	申請者数	3,994	1,972	41	498	166	154	978	135
	受験者数	3,285	1,564	38	375	145	132	769	105
	合格者数	1,259	466	9	109	45	57	204	42
	合格率	38.3	29.8	23.7	29.1	31.0	43.2	26.5	40.0
	免状交付数	1,240	462	9	111	45	53	204	40
元	申請者数	4,289	2,132	51	539	173	147	1,054	168
	受験者数	3,512	1,710	46	419	152	125	837	131
	合格者数	1,316	549	8	129	60	54	257	41
	合格率	37.5	32.1	17.4	30.8	39.5	43.2	30.7	31.3
	免状交付数	1,266	541	8	127	56	54	256	40
累計	申請者数	189,628	97,978	902	31,389	6,892	6,995	46,712	5,088
	受験者数	162,954	82,832	810	25,963	5,936	5,891	39,877	4,355
	合格者数	63,609	29,194	143	7,779	2,575	2,191	14,861	1,645
	合格率	39.0	35.2	17.7	30.0	43.4	37.2	37.3	37.8
	免状交付数	62,896	28,945	134	7,723	2,559	2,176	14,729	1,624

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和元年度)

年度	区分 種別	乙 種								試験日
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
41 5 26	申請者数	80,939	7,405	2,027	2,526	13,480	2,238	35,984	17,279	
	受験者数	71,231	6,570	1,821	2,268	11,475	2,002	31,786	15,309	
	合格者数	30,696	2,053	628	678	4,113	893	12,900	9,431	
	合格率	43.1	31.2	34.5	29.9	35.8	44.6	40.6	61.6	
	免状交付数	30,404	2,040	622	674	4,029	884	12,796	9,359	
27	申請者数	2,078	122	21	50	541	58	1,060	226	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H27.8.9 H27.12.13
	受験者数	1,719	97	20	43	435	48	877	199	
	合格者数	670	34	5	13	95	26	373	124	
	合格率	39.0	35.1	25.0	30.2	21.8	54.2	42.5	62.3	
	免状交付数	649	33	5	12	87	27	367	118	
28	申請者数	2,238	156	41	47	537	57	1,177	223	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H28.8.28 H28.12.4
	受験者数	1,790	126	33	39	424	44	940	184	
	合格者数	746	47	17	14	126	18	416	108	
	合格率	41.7	37.3	51.5	35.9	29.7	40.9	44.3	58.7	
	免状交付数	715	46	17	12	118	18	401	103	
29	申請者数	2,216	140	32	54	570	59	1,159	202	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H29.8.27 H29.12.3
	受験者数	1,859	118	28	45	473	51	968	176	
	合格者数	743	47	10	11	160	22	377	116	
	合格率	40.0	39.8	35.7	24.4	33.8	43.1	38.9	65.9	
	免状交付数	680	45	10	11	139	16	351	108	
30	申請者数	2,022	146	32	40	467	49	1,058	230	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H30.5.20 H30.12.2
	受験者数	1,721	124	26	37	395	41	894	204	
	合格者数	793	40	18	17	122	14	450	132	
	合格率	46.1	32.3	69.2	45.9	30.9	34.1	50.3	64.7	
	免状交付数	778	39	17	17	126	15	435	129	
元	申請者数	2,157	143	27	43	400	54	1,267	223	(一財) 消防試験 研究センター に委任 R1.5.19 R1.12.8
	受験者数	1,802	119	24	40	326	45	1,057	191	
	合格者数	767	48	13	16	136	24	418	112	
	合格率	42.6	40.3	54.2	40.0	41.7	53.3	39.5	58.6	
	免状交付数	725	47	14	15	124	24	393	108	
累計	申請者数	91,650	8,112	2,180	2,760	15,995	2,515	41,705	18,383	
	受験者数	80,122	7,154	1,952	2,472	13,528	2,231	36,522	16,263	
	合格者数	34,415	2,269	691	749	4,752	997	14,934	10,023	
	合格率	43.0	31.7	35.4	30.3	35.1	44.7	40.9	61.6	
	免状交付数	33,951	2,250	685	741	4,623	984	14,743	9,925	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～令和元年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9 5 21	受講申請者数	68	12,798	19,058	12,818	44,742
	受講者数	67	12,532	18,692	12,635	43,926
	欠席者数	1	266	366	183	816
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175	3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165	3,764
	欠席者数	0	24	45	10	79
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141	3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127	3,457
	欠席者数	2	16	25	14	57
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015	3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005	3,167
	欠席者数	1	10	17	10	38
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099	3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084	3,592
	欠席者数	2	24	34	15	75
28	受講申請者数	27	825	1,654	1,158	3,664
	受講者数	26	810	1,629	1,145	3,610
	欠席者数	1	15	25	13	54
29	受講申請者数	49	863	1,429	1,181	3,522
	受講者数	48	856	1,414	1,161	3,479
	欠席者数	1	7	15	20	43
30	受講申請者数	41	851	1,348	1,060	3,300
	受講者数	40	837	1,318	1,045	3,240
	欠席者数	1	14	30	15	60
元	受講申請者数	49	991	1,480	1,232	3,752
	受講者数	49	974	1,459	1,218	3,700
	欠席者数	0	17	21	14	52
累 計	受講申請者数	428	22,034	34,098	24,160	80,720
	受講者数	418	21,611	33,458	23,841	79,328
	欠席者数	10	423	640	319	1,392

